

「中部圏けんせつ未来懇話会」規約

(名 称)

第1条 本会は、中部圏けんせつ未来懇話会（以下「中部未来懇」という。）と称する。

(目 的)

第2条 建設分野においては、就労者の高齢化や担い手不足が懸念されている。このため、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等の産・学・官及び婦人団体、PTA等が一堂に会し、中部地方における建設分野の現状や課題について、情報共有するとともに、建設産業の担い手確保のための今後の施策の方向性を議論する場として設置するものである。

(活動内容)

第3条 中部未来懇は、上記目的のため、次の事項について活動を行う。

- 一 建設分野の担い手確保・育成のための取り組み状況の情報共有及び意見交換
- 二 建設分野の担い手確保・育成のための情報発信
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 中部未来懇は、目的に賛同する産・学・官等の団体代表者及び個人をもって構成する。なお、随時登録可能とする。

(座長の職務)

第5条 中部未来懇に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、中部未来懇を代表し、運営を統括する。
- 4 座長の任期は1年度とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 中部未来懇は、座長が議長を務める。
- 3 構成員は、指名した者を会議に出席させることができる。
- 4 座長は、必要がある時は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、中部地方整備局 企画部におく。

2 事務局は、中部未来懇での方針に基づき、その運営を行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、中部未来懇の運営に関し必要な事項は、事務局が立案し、座長の了承を得て決定する。

(附則)

この規約は、平成27年3月16日から施行する。